

国会公契第13号
国北予第31号
令和4年10月4日

別紙あて

国土交通省大臣官房長

「競争契約入札心得について」の一部改正について

「談合情報対応マニュアル等の改正について」（平成22年9月30日付け国地契第31号）における入札談合に関する情報又は入札談合に関する疑義事実に係る事情聴取について、より一層の公正な入札を確保する観点から、その確実な実施をはかるため、「競争契約入札心得について」（平成24年3月19日付け国官会第3170号、国地契第90号、国北予第35号）においても明記することとしたい。

その他、更なる暴力団排除の徹底等のため、所要の措置をとる必要がある。

これらを踏まえ、「競争契約入札心得について」を下記のとおり改正し、令和4年11月1日以降に入札手続を開始するものから適用することとしたので、貴局においても本通知に準拠して競争契約入札心得を改正するなど、遺漏無きよう措置されたい。

（以下、気象庁長官及び海上保安庁長官あて）

なお、貴管下関係部局に対しても周知されたい。

記

（競争契約入札心得についての一部改正）

「競争契約入札心得について」（平成24年3月19日付け国官会第3170号、国地契第90号、国北予第35号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののよう改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
別紙 (入札保証金等) 第3条 (略) 2 (略) <u>3</u> 入札参加者は、第1項本文の規定により入札保証金を納付する場合において、契約担当官等が認める場合に限り、歳入歳出外現金出納官吏又は取扱官庁に直接納付することができる。この場合における納付方法については、契約担当官等が指定するところによる。 4～7 (略) (入札等) 第4条 (略) 2 (略) 3 入札書を電子調達システム又は電子入札システムにより提出する場合は、<u>入力画面上</u>において作成し、書面により提出する場合は、様式1により作成するものとする。 4～9 (略) (入札参加の取りやめ) 第4条の2 (略) 2 <u>前項の場合において、入札参加者は、入札辞退届を入力画面上において作成の上、入札書の提出期限までに電子調達システム又は電子入札システムにより提出し、又は入札辞退届(様式2)を契約担当官等に持参し、若しくは郵送等により提出するものとする。ただし、これによりできない場合は、入札辞退届(様式2)又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出するものとする。</u> 3 (略) (公正な入札の確保) 第4条の3 (略)	別紙 (入札保証金等) 第3条 (略) 2 (略) <u>3</u> 入札参加者は、第1項本文の規定により入札保証金を歳入歳出外現金出納官吏又は取扱官庁に直接納付する場合は、関係職員の調査を受け、その面前においてこれを封かんの上、氏名及び金額を封皮に明記して保管金提出書を添えて差し出さなければならない。ただし、契約担当官等が認める場合に限る。 4～7 (略) (入札等) 第4条 (略) 2 (略) 3 入札書を電子入札システムにより提出する場合は、<u>別添2の入力画面上</u>において作成し、書面により提出する場合は、様式1により作成するものとする。 4～9 (略) (入札参加の取りやめ) 第4条の2 (略) 2 <u>前項の場合において、指名を受けた者は、入札辞退届を別添3の入力画面上において作成の上、入札書の提出期限までに電子入札システムにより提出し、又は入札辞退届(様式2)を契約担当官等に持参し、若しくは郵送等により提出するものとする。ただし、これによりできない場合は、入札辞退届(様式2)又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出するものとする。</u> 3 (略) (公正な入札の確保) 第4条の3 (略)

2～3 （略） <u>4</u> 入札参加者は、〇〇が実施する公正な入札の確保のための調査への協力を求められたときは、その求めに応じなければならない。 <u>5</u> <u>電子調達システム又は電子入札システム</u>による入札参加者は、<u>電子証明書</u>を不正に使用してはならない。 （落札となるべき入札をした者が2人以上ある場合の落札者の決定） 第9条 落札となるべき入札をした者が2人以上あるときは、<u>電子調達システム又は電子入札システムの備える電子くじを用いて落札者を定める。</u> <u>2</u> 前項の規定にかかわらず、落札となるべき入札をした者が紙入札を行った者のみである場合には、紙くじを用いて落札者を定めることがある。紙くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。 （契約保証金等） 第10条 （略） 2 （略） 3 落札者は、第1項本文の規定により契約保証金を納付する場合において、契約担当官等が認める<u>場合に限り、歳入歳出外現金出納官吏又は取扱官庁に直接納付することができる。</u> <u>この場合における納付方法については、契約担当官等が指定するところによる。</u> 4～7 （略） （契約書等の提出） 第12条 <u>契約書を作成する場合においては、落札者は、電子調達システム若しくは電子契約システムを使用し、又は契約担当官等から交付された契約書の案に記名押印し、落札決定の日の翌日から起算して7日以内（行政機関の</u>	2～3 （略） （新設） <u>4</u> <u>電子入札システムによる入札参加者は、電子証明書（ICカード）</u>を不正に使用してはならない。 （落札となるべき入札をした者が2人以上ある場合の落札者の決定） 第9条 落札となるべき入札をした者が2人以上あるときは、<u>契約担当官等が指定する日時及び場所において、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。</u> <u>2</u> 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。 （契約保証金等） 第10条 （略） 2 （略） 3 落札者は、第1項本文の規定により契約保証金を納付する場合において、契約担当官等が認める<u>場合に歳入歳出外現金出納官吏又は取扱官庁に直接納付するときは、関係職員の調査を受け、その面前においてこれを封かんのうえ、氏名及び金額を封皮に明記して保管金提出書を添えて差し出さなければならない。</u> 4～7 （略） （契約書等の提出） 第12条 <u>契約書を作成する場合においては、落札者は、契約担当官等から交付された契約書の案に記名押印し、落札決定の日の翌日から起算して7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項</u>
--	--

休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を含まない。）に、これを契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等の書類による承諾を得て、この期間を延長することができる。

2・3 （略）

別添1

別添1

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。
以上のことについて、入札書の提出をもって誓約します。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者その他経営に実質的に関与している者、法人である場合は役員、支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者又は団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている
- 5 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している

（削る）

各号に規定する行政機関の休日を含まない。）に、これを契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等の書類による承諾を得て、この期間を延長することができる。

2・3 （略）

別添1

別添1

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。
以上のことについて、入札書の提出をもって誓約します。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である
 - 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている
 - 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している
- （新設）
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している

別添2

入札情報システム 電子入札の利便 公開競争 説明書 2017 2017年7月5日 13時41分

入札書提出

入札情報
入札書提出

入札者名 国庫地方整備局（本部）
入札番号 00020-013-2000-00101
入札品名 阿蘇県阿蘇郡工事
入札回数 01 回
締切日時 平成27年3月12日 13時00分

入札金額 円（税抜き）
円（税付き）

工事内容説明書 参照

企業ID 0000000000000002
企業名称 株式会社

企業代表者氏名 < 姓 名 >
姓 山本
氏名 太郎
氏名 太郎
電話番号 03-1111-1111
E-mail hogoya@mail.co.jp

入札書提出 戻る

(削る)

別添 3

入札参加システム 電子入札システム 公開競争 説明書 2001 年 7 月 5 日 13 時 41 分

辞退届提出

用注者名称	関東地方整備局 (本部)
調達案件番号	00070-003-2000-00002
調達案件名称	旧松戸市河津工事
執行回数	01 回目
締切日時	平成13年1月12日 13時30分
企業 I D	0000000000000022
企業名称	A社
企業代表者氏名	代表 A 部
< 送付先 >	
部署名	A社
氏名	代表 A 部
電話番号	03-1111-1111
E-mail	kyoseuA@gmail.co.jp

辞退届提出 戻る

(別 紙)

大臣官房会計課長
港湾局長
海上保安庁次長
運輸安全委員会事務局長
国土技術政策総合研究所長
国土交通大学校長
北海道運輸局長
北陸信越運輸局長
中部運輸局長
神戸運輸監理部長
四国運輸局長
北海道開発局長
東北地方整備局長
関東地方整備局長
北陸地方整備局長
中部地方整備局長
近畿地方整備局長
中国地方整備局長
四国地方整備局長
九州地方整備局長
東京航空局長
海上保安大学校長
第一管区海上保安本部長
第三管区海上保安本部長
第五管区海上保安本部長
第七管区海上保安本部長
第九管区海上保安本部長
第十一管区海上保安本部長
気象衛星センター所長
仙台管区気象台長
大阪管区気象台長
沖縄気象台長

自動車局長
航空局長
気象庁総務部長
海難審判所長
国土技術政策総合研究所副所長
国土地理院長
東北運輸局長
関東運輸局長
近畿運輸局長
中国運輸局長
九州運輸局長

東北地方整備局副局長
関東地方整備局副局長
北陸地方整備局次長
中部地方整備局副局長
近畿地方整備局副局長
中国地方整備局副局長
四国地方整備局次長
九州地方整備局副局長
大阪航空局長
海上保安学校長
第二管区海上保安本部長
第四管区海上保安本部長
第六管区海上保安本部長
第八管区海上保安本部長
第十管区海上保安本部長
気象研究所長
札幌管区気象台長
東京管区気象台長
福岡管区気象台長